山林で作業やハイキングをされる方へ

今年度の県内における狩猟期間は次のとおりです。

●イノシシ及びニホンジカ

11月1日（火）～3月15日（水）

●その他の狩猟鳥獣

11月15日（火）～2月15日（水）

この期間中、「わな」「猟銃」「網」を使用した狩猟が行われますので、作業、ハイキング、山菜摘み等で山林に入られる方は、次のことにご留意ください。

★狩猟者が視認しやすいよう、目立つ色の服装を心がけてください（ただし、白色※や迷彩色は避けてください）。

※白色（首のタオルを含む）はシカのお尻と同色のため、狩猟者に誤認され大変危険です。

★ラジオや鈴など音が鳴るものを携帯したり、声を出して歩くなど、自分の存在を周囲に知らせるよう心がけてください。

★獣道には「わな」が設置されている場合がありますので、通常の山道から奥にはできるだけ入らないようにしてください。

★「わな」の設置場所付近には、設置者の氏名等が記載された標識が付いています。標識がある場合は近づかないでください。

問合せ先

県自然保護課

☎054-221-2719

10月は浄化槽月間です

浄化槽は、家庭からの生活排水をきれいな水に浄化し、地域の快適な生活環境を守る役割を担っています。

浄化槽法では、保守点検、清掃、法定検査が義務付けられています。地域の水環境を守るため、適切な維持管理を行いましょう。

保守点検

浄化槽の保守点検、付帯設備の補修や消毒剤の補充などを行います。専門的な知識を持った浄化槽保守点検業者に委託してください。

清掃

浄化槽内にたまった汚泥の抜き取りを行います。浄化槽清掃業許可業者に委託して、年1回以上実施してください。

法定検査

保守点検、清掃により浄化槽の管理が適切に行われているかを検査します。浄化槽法第11条により年1回受検が義務付けられています。県指定検査機関にお申込みください。

指定検査機関

（一財）静岡県生活科学検査センター

☎054-621-5863

問合せ先

環境対策課　☎㉒2213

賀茂健康福祉センター環境課　☎㉔2053

住宅用火災報知器を設置しよう！点検しよう！

問合せ先　下田消防本部予防課　☎㉒1849

消防法改正により、全ての一般住宅に住宅用火災報知器を設置することが義務づけられてから10年が経過しました。下田消防本部では、住宅用火災警報器の作動確認の実施など適切な維持管理をお願いしています。また、住宅用火災警報器が未設置の家庭は、大切な家族や自身の生命と財産を守るためにも早期に設置しましょう。

（全国平均84.0%　静岡県平均83.7%　下田消防管内72.0%：令和4年6月時点）

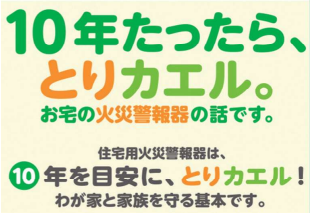

誰でも簡単！住宅用火災警報器の点検・交換

- 交換の目安は10年と言われています。作動点検は定期的に行いましょう。
- 点検方法は本体のボタンを押すか、付属の紐を引きます。
- 正常な場合は、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。
- 反応しない場合は、すぐに交換しましょう！

10月は 里親月間です

子どもたちは、
温かい家庭生活を提供して
くれる里親を求めています

子どもが健やかに成長するためにはたくさんの愛情が必要です。しかし、親の病気や死別、離婚、虐待などのさまざまな事情により、家庭で養育されることが難しい子どもたちがいます。

里親制度は、このような子ども達を自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって、家庭的な雰囲気の中で養育する、児童福祉法で定められている制度です。

里親になるには？

特別な資格は必要ありませんが、一定の要件があります。

①子どもに理解を持ち、養育に対する熱意と豊かな愛情を持っていること

②心身ともに健康で、子どもの養育にふさわしい年齢であること

③子どもの養育に支障のない程度に、収入及び住居のゆとりがあり、健全で明るい家庭生活が営まれていること（親族里親は除く）

④禁錮以上の刑を執行中又は執行猶予期間中でないこと

里親の申込みは年間を通じていつでも受け付けています。

県が実施する研修を修了し、知事が里親として認定した方は里親名簿に登録されます。

里親になったら？

児童相談所が面会や交流を繰り返した上で、養育をお願いする子どもを決定します。

子どもの養育をお願いしている間は、定められた養育に必要な経費が支払われます。

子育ての悩みや不安には、児童相談所が相談に応じます。

里親の種類は？

里親には、委託期間や目的などによって4種類あります。

養育里親…子どもが自らの家庭に戻ることができるまで、又は自立できるまで養育する里親

専門里親…虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子どもや非行のある（非行に結びつくおそれのある）子ども、身体・知的・精神障害のある子どもを養育する里親

親族里親…保護者が亡くなった又は行方不明等となった子どもを、その子どもの3親等内の親族が里親としての認定を受けて養育する里親

養子縁組希望里親…養子縁組によって養親となることを希望する里親

問合せ先

里親の申込みについて

福祉事務所社会福祉係

（窓口⑥）☎㉒2216

賀茂児童相談所

☎㉔2038

里親制度について

県こども家庭課

☎054-221-3760

賀茂児童相談所

☎㉔2038

助けあい、支えあう「年金」ってとっても大事

～任意加入制度のご案内～

やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や国民年金に加入していなかった期間がある場合は、その期間に応じて年金額が少なくなります。

国民年金では、本人の申出により、保険料の納付済期間が40年間（480月）に満たない場合であって、厚生年金・共済組合に加入していないときは、60歳から65歳になるまでの間、任意加入して年金額を増やすことができます。

老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間及び保険料免除期間などの合計が原則として10年（120月）以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（昭和40年4月1日以前に生まれた方に限る）。

また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

保険料

月額16，590円（令和4年度）

申請時に必要な物

基礎年金番号のわかるもの・預貯金通帳・通帳届出印鑑

※65～70歳になるまで加入する場合、これらのほかに戸籍謄本が必要です。

※老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方、厚生年金・共済組合に加入している方は任意加入できません。

外国籍の方でも、20歳以上60歳未満で日本国内に住所がある場合、国民年金に加入しなければなりません（厚生年金や共済組合に加入している方を除く）。

加入手続は住民登録のある市区町村の国民年金担当窓口で行います。

なお、外国籍の方が国民年金保険料を6か月以上納めて、年金給付を受けずに帰国した場合には、出国後2年以内に請求手続をすると、保険料を納めた期間に応じて脱退一時金を受けることができます。

問合せ先

市民保健課国保年金係

（窓口③）☎㉒3922